

吹田市地域医薬品提供体制協議会規則

第1章 総則

第1条(名称)

本協議会は、「吹田市地域医薬品提供体制協議会」(以下「協議会」という)と称する。

第2条(目的)

協議会は、吹田市における医薬品提供体制の整備・強化を図るため、薬局・薬剤師間の連携促進、行政・医療機関との協働、住民への安定的な医薬品供給体制の構築を目的とする。

第3条(所掌事項)

協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

1. 地域薬局機能の把握・リスト化
2. 夜間・休日対応体制の整備
3. 在宅医療における薬剤師連携体制の構築
4. 災害・感染症パンデミック時の医薬品供給体制の整備
5. 非会員薬局との公平な参画条件の整備
6. その他、地域医薬品提供体制の推進に必要な事項

第2章 構成

第4条(構成員)

協議会は、以下の構成員により組織する。

1. 吹田市薬剤師会の代表者
2. 吹田市内の薬局代表者(会員外薬局を含む)
3. 医師会歯科医師会の代表者
4. 訪問看護ステーション等の代表者

第5条(任期)

構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 運営

第6条(会議)

協議会は、年1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催する。

第7条(地域薬局連絡会)

1. 協議会は、吹田市内のすべての薬局を対象とした「地域薬局連絡会」を設置する。

2. 地域薬局連絡会に参加する薬局は、吹田市地域医薬品提供体制協議会の決定に従い、医薬品提供体制の運営に協力する。

第 8 条(議長)

協議会に議長を置き、吹田市薬剤師会の代表者がこれを務める。

第 9 条(決議)

協議会の決議は、出席構成員(委任状を含む)の過半数の賛成をもって決する。

第 10 条(事務局)

協議会および地域薬局連絡会の事務局は、吹田市薬剤師会に設置する。

第 11 条(運営委員会)

協議会の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。運営委員会は、地域薬局連絡会構成員の中から選出された委員により構成され、協議会の議題整理、資料作成、関係機関との調整等を担う。

第 4 章 その他

第 12 条(費用負担)

協議会の運営に係る費用は、事務局が算定した実費相当額を基準とし、協議会で承認された額を各薬局が負担する

第 13 条(情報公開)

協議会の議事録、薬局機能リスト、協議会指針等の成果物は、吹田市薬剤師会ホームページ等を通じて住民・関係機関に公開する。

第 5 章 指針と改廃

第 14 条(協議会指針)

協議会は、地域医薬品提供体制の整備に関する指針を策定し、地域薬局連絡会および関係機関に周知する。指針は年1回以上見直しを行う。

第 15 条(規則の改廃)

本規則の改廃は、協議会の議決を経て行う。